

業 務 報 告 書

年度（ 年 月 日から
年 月 日まで）

金融庁長官 殿
農林水産大臣 殿

年 月 日

住 所

農 林 中 央 金 庫

代表理事 氏 名

年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目 次

第1 事業概況書

- 1 事業の概要
- 2 総会又は総代会の状況
- 3 役職員の増減
- 4 役員の略歴
- 5 出資者数及び出資口数の状況
- 6 事務所の増減
- 7 農林債の内訳
- 8 貸出金の担保内訳
- 9 貸倒引当金の状況
- 10 有価証券の内訳
- 11 商品有価証券の内訳
- 12 特定取引有価証券の内訳
- 13 有形固定資産の内訳
- 14 支払承諾の内訳及び支払承諾見返の担保内訳
- 15 農林中央金庫の受託に係る担保付社債に関する事項
- 16 単体自己資本比率の状況

第2 貸借対照表

第3 損益計算書

第4 キャッシュ・フロー計算書

第5 剰余金処分計算書

第6 損失金処理計算書

(記載上の注意)

- 1 第150条第1項第3号又は第3号の2の規定による届出書において、代表理事の婚姻前の氏名を当該代表理事の氏名に併せて記載して農林水産大臣及び金融庁長官に届け出ている場合には、「代表理事氏名」欄については、当該代表理事の婚姻前の氏名を括弧で併せて記載し、又は当該代表理事の婚姻前の氏名のみを記載することができる。
- 2 この様式中計算書類に係る金額は、本支店勘定決済終了後の計数を記載すること。
- 3 この様式中に記載する金額、出資口数等は、この様式中で指定された単位で記載し、当該単位未満は切り捨てること。
- 4 この様式中に記載する構成比率その他の比率は、小数点第3位以下を切り捨て小数点第2位までを記載すること。
- 5 この様式中、第2 貸借対照表、第3 損益計算書、第4 キャッシュ・フロー計算書、第5 剰余金処分計算書、第6 損失金処理計算書に注記すべき事項は、第6 損失金処理計算書の次に一括して記載することができる。

第1 事業概況書

年度（ 年 月 日から
年 月 日まで）事業概況書

1 事業の概要

（記載上の注意）

主要勘定の増減の事由、償却及び引当の方針その他業務の状況の推移に関する重要な事項を記載すること。

2 総会又は総代会の状況

（記載上の注意）

総会又は総代会の種類、総会又は総代会開催の年月日及び総会又は総代会において決議した事項その他総会又は総代会に関する重要な事項を記載すること。

3 役職員の増減

（単位：人）

区 分		前 年 度 末	当 年 度 末	増 減(△)
役 員	理 事			
	経 営 管 理 委 員			
	監 事 (うち非常勤)	()	()	()
	計			
職 員	事 務 系			
	庶 務 系			

	計			
合	計			

(記載上の注意)

- 「役員」欄は、理事、経営管理委員及び監事の合計員数を記載すること。
- 「職員」欄はアルバイト、パート及び被出向の職員を除き、出向者、退職者及び常勤嘱託を含めた在職者数を記載すること。また、「庶務系」欄は守衛、用務員、運転手、寄宿舍管理人等の職務に従事する職員数を記載し、それ以外の職員数は、「事務系」欄に記載すること。
- 職員計のうち出向職員(在籍のまま他社等へ出向している者をいう。)については、欄外に次のとおり記載すること。

当年度末における出向職員数 人

4 役員 の略歴

役 名	氏 名 (生年月日及び住所)	略 歴	備 考
計	名		

(記載上の注意)

- 第150条第1項第3号又は第3号の2の規定による届出書において、役員 の婚姻前 の氏名を当該役員 の氏名 に併せて記載して農林水産大臣及び金融庁長官に届け出ている場合には、「氏名(生年月日及び住所)」欄については、当該役員 の婚姻前 の氏名を括弧書で併せて記載し、又は当該役員 の婚姻前 の氏名のみを記載することができる。
- 農林中央金庫法第24条第3項に規定する者に該当する監事については、役名の前 に○を付すこと。

5 出資者数及び出資口数の状況(当年度末現在)

(1) 普通出資(後配出資を除く。) 出資一口の金額 円

区 分	出 資 者 数	構成割合 (%)	出 資 口 数	構成割合 (%)
計		100		100

(記載上の注意)

農林中央金庫法第8条に掲げる団体ごとに区分して記載すること。

(2) 後配出資 出資一口の金額 円

区 分	出 資 者 数	構成割合 (%)	出 資 口 数	構成割合 (%)

計		100		100

(記載上の注意)

農林中央金庫法第8条に掲げる団体ごとに区分して記載すること。

(注) 「後配出資」とは、配当率が他の出資より低いことを条件として受け入れた普通出資をいう。

(3) 優先出資

出資一口の金額 円

区 分	出 資 者 数	構成割合 (%)	出 資 口 数	構成割合 (%)
政府及び地方公共団体				
金 融 機 関				
金融商品取引業者				
その他の法人				
外国法人等 (うち個人)				
個人その他				
計		100		100

(記載上の注意)

農林中央金庫法第8条に掲げる団体が優先出資を保有する場合は、それぞれの区分ごとに、欄外にその旨及び団体ごとの出資状況を注記すること。

6 事務所の増減

(1) 当年度の事務所の増減

区 分	前 年 度 末	当 年 度 末	増 減(△)
主たる事務所			
従たる事務所			
その他事務所等			
計			

(注) 「その他事務所等」とは、農林中央金庫法施行規則第150条第1項第1号に規定する主たる事務所及び従たる事務所以外の事務所等並びに同項第26号に規定する主たる事務所及び従たる事務所以外の事務所等をいう。

(2) 当年度の農林中央金庫代理業者が農林中央金庫代理業を営む営業所又は事務所の開設・廃止状況

農林中央金庫代理業者名	営業所又は事務所名	開設・廃止年月日	所在地

(記載上の注意)

1 当該年度の中途において廃止した事務所については、現有事務所を列記した後に記載すること。

2 農林中央金庫代理業者及び農林中央金庫代理業者が農林中央金庫代理業を営む営業所又は事務所については、その数を欄外に次のとおり記載すること。

農林中央金庫代理業者 業者

農林中央金庫代理業者が農林中央金庫代理業を営む営業所又は事業所

店

7 農林債の内訳

(単位：百万円)

種類	前年度末発行高	当年度発行高	当年度償還高	当年度末発行高
利付債				
割引債				
計				

(記載上の注意)

1 利付債については、償還期限の種類別に記載すること。

2 償還には、買入償却を含め記載すること。

8 貸出金の担保内訳

(単位：百万円)

受入担保の種類	貸出金当年度末残高		構成割合 (%)	内 訳	
		うち会員		貸付金	割引手形
農林債・預金					
有価証券					
債権					
商品					
不動産					
財団					
その他					

計					
保 証					
信 用					
合 計					

(記載上の注意)

2種類以上の担保がある貸出金については、この様式に掲げている受入担保の種類の配列順に従って、担保の評価額を限度として充当計上すること。

9 貸倒引当金の状況

(単位：百万円)

	繰入額	取崩額	純繰入額 (△純取崩額)	当年度末 残高	摘要
一般貸倒引当金					
個別貸倒引当金					
特定海外債権引当 勘定					
合 計					

(記載上の注意)

個別貸倒引当金の「取崩額」欄は、目的外の取崩額を計上することとし、目的に従う取崩額は、欄外に次のとおり記載すること。

「個別貸倒引当金」の目的に従う取崩額 百万円

10 有価証券の内訳

(単位：百万円)

種 類	額 面 総 額	当年度末残高	当年度末手元現 在高
国 債			
地 方 債			
短 期 社 債			
社 債			
公 社 公 団 債			
金 融 債			
事 業 債			
(社債のうち政府保証債)	()	()	()

株 式			
金 融 機 関 株 式			
そ の 他			
そ の 他 の 証 券			
外 国 債 券			
外 国 株 式			
投 資 信 託			
そ の 他			
計			

(記載上の注意)

- 1 株式については、取得原価の合計額を「額面総額」欄に記載すること。
- 2 「当年度末手元現在高」欄は、担保等として金融機関等に差し入れている有価証券を控除した後の当年度末残高を記載すること。

11 商品有価証券の内訳

(単位：百万円)

種 類	額面金額	取得原価	当年度末残高	当年度末手元 現在高
商 品 国 債				
長 期 利 付 国 債				
中 期 利 付 国 債				
割 引 国 債				
国 庫 短 期 証 券				
そ の 他				
商 品 地 方 債				
商 品 政 府 保 証 債				
その他の商品有価証券				
計				

(記載上の注意)

- 「当年度末手元現在高」欄は、担保等として金融機関等に差し入れている商品有価証券を控除した後の当年度末残高を記載すること。

12 特定取引有価証券の内訳

(単位：百万円)

種 類	額面金額	取得原価	当年度末残高	当年度末手元 現在高
国 債				
地 方 債				
政 府 保 証 債				
外 国 証 券				
計				

(記載上の注意)

「当年度末手元現在高」欄は、担保等として金融機関等に差し入れている特定取引有価証券を控除した後の当年度末残高を計上すること。

13 有形固定資産の内訳

(単位：百万円)

種 類	建 物	土 地	建 物 仮 勘 定	その他の有形 固定資産
業 務 用				
所 有				
計				

(記載上の注意)

1 土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額については、欄外に次のとおり記載すること。

土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額

業務用土地 百万円

所有土地 百万円

2 当年度に「建物」、「土地」及び「その他の有形固定資産」の減損損失を計上した場合には、当該減損損失の合計額について、欄外に次のとおり記載すること。

建物、土地及びその他の有形固定資産に係る減損損失額の合計額

業務用 百万円

所有 百万円

3 貸借対照表における各科目の金額にリース資産を含めて計上している場合、本表における各科目に金額を計上するに際しては、同様に取り扱うものとする。

14 支払承諾の内訳及び支払承諾見返の担保内訳

(1) 支払承諾の内訳

(単位：百万円)

一回発行のもの								
数回発行のもの								
計								

(2) 発行社債

a 当年度間における社債の増減

(単位：百万円)

種 類	前年度繰越高	当年度増加高	当年度減少高	当年度末現在高
一回発行のもの				
数回発行のもの				
計				

b 募集方法別社債当年度末現在高

(単位：百万円)

種 類 募集方法	一回発行のもの		数回発行のもの		計	
	口数	金 額	口数	金 額	口数	金 額
農林中央金庫募集						
農林中央金庫総額引受 (うち他人の負担部分)						
委託会社募集						
第三者総額引受						
計						

16 単体自己資本比率の状況

[国際統一基準に係る単体自己資本比率]

信用リスク・アセット算出手法	
----------------	--

(単位：百万円)

項 目	当 期 末		前 期 末	
	経過措置による不算入額		経過措置による不算入額	
普通出資等Tier1資本に係る基礎項目				
普通出資に係る会員勘定の額				
うち、資本金及び資本剰余金の額				

うち、利益剰余金の額				
うち、外部流出予定額(△)				
うち、上記以外に該当するもの の額				
評価・換算差額等及びその他公表 準備金の額				
普通出資等Tier1資本に係る基礎項 目の額 (イ)				
普通出資等Tier1資本に係る調整項目				
無形固定資産(モーゲージ・サービ シング・ライツに係るものを除 く。)の額の合計額				
うち、のれんに係るものの額				
うち、のれん及びモーゲージ・ サービング・ライツに係る もの以外のものの額				
繰延税金資産(一時差異に係るもの を除く。)の額				
繰延ヘッジ損益の額				
適格引当金不足額				
証券化取引に伴い増加した自己資 本に相当する額				
負債の時価評価により生じた時価 評価差額であって自己資本に算入 される額				
前払年金費用の額				
自己保有普通出資(純資産の部に計 上されるものを除く。)の額				
意図的に保有している他の金融機 関等の普通出資の額				
少数出資金融機関等の普通出資の 額				
特定項目に係る10%基準超過額				
うち、その他金融機関等に係る 対象資本等調達手段のうち普 通出資に該当するものに関連 するものの額				

うち、無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に関連するものの額				
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額				
特定項目に係る15%基準超過額				
うち、その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通出資に該当するものに関連するものの額				
うち、無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に関連するものの額				
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額				
その他Tier1資本不足額				
普通出資等Tier1資本に係る調整項目の額 (ロ)				
普通出資等Tier1資本				
普通出資等Tier1資本の額 ((イ)-(ロ)) (ハ)				
その他Tier1資本に係る基礎項目				
その他Tier1資本調達手段に係る会員勘定の額				
その他Tier1資本調達手段に係る負債の額				
特別目的会社等の発行するその他Tier1資本調達手段の額				
その他Tier1資本に係る基礎項目の額 (ニ)				
その他Tier1資本に係る調整項目				
自己保有その他Tier1資本調達手段の額				
意図的に保有している他の金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額				

少数出資金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額				
その他金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額				
Tier2資本不足額				
その他Tier1資本に係る調整項目の額 (ホ)				
その他Tier1資本				
その他Tier1資本の額((ニ) - (ホ)) (ヘ)				
Tier1資本				
Tier1資本の額((ハ) + (ヘ)) (ト)				
Tier2資本に係る基礎項目				
Tier2資本調達手段に係る会員勘定の額				
Tier2資本調達手段に係る負債の額				
特別目的会社等の発行するTier2資本調達手段の額				
一般貸倒引当金Tier2算入額及び適格引当金Tier2算入額の合計額				
うち、一般貸倒引当金Tier2算入額				
うち、適格引当金Tier2算入額				
Tier2資本に係る基礎項目の額 (チ)				
Tier2資本に係る調整項目				
自己保有Tier2資本調達手段の額				
意図的に保有している他の金融機関等のTier2資本調達手段の額				
少数出資金融機関等のTier2資本調達手段及びその他外部TLAC関連調達手段の額				
その他金融機関等のTier2資本調達手段及びその他外部TLAC関連調達手段の額				
Tier2資本に係る調整項目の額 (リ)				
Tier2資本				

Tier2資本の額((チ)-(リ)) (ヌ)				
総自己資本				
総自己資本合計((ト)+(ヌ)) (ル)				
リスク・アセット等				
信用リスク・アセットの額の合計額				
資産(オン・バランス)項目				
オフ・バランス取引等項目				
CVAリスク相当額を8%で除して得た額				
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額				
マーケット・リスク相当額を8%で除して得た額				
勘定間の振替分				
オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額				
フロア調整額				
リスク・アセット等の額の合計額(ヲ)				
自己資本比率及び資本バッファー				
普通出資等Tier1比率((ハ)/(ヲ))	%		%	
Tier1比率((ト)/(ヲ))	%		%	
総自己資本比率((ル)/(ヲ))	%		%	
最低単体資本バッファー比率	%		%	
うち、資本保全バッファー比率	%		%	
うち、カウンター・シクリカル・バッファー比率	%		%	
うち、G-SIB/D-SIBバッファー比率	%		%	
単体資本バッファー比率	%		%	
調整項目に係る参考事項				
少数出資金融機関等の対象資本等調達手段に係る調整項目不算入				

額				
その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通出資に係る調整項目不算入額				
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に係る調整項目不算入額				
繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に係る調整項目不算入額				
Tier2資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項				
一般貸倒引当金の額				
一般貸倒引当金に係るTier2資本算入上限額				
内部格付手法を採用した場合において、適格引当金の合計額から事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあつては、零とする。)				
適格引当金に係るTier2資本算入上限額				

(記載上の注意)

- 1 「単体自己資本比率」とは、農林中央金庫法第85条第2項に規定する区分等を定める命令第1条第3項に規定する単体自己資本比率をいう。
- 2 「信用リスク・アセット算出手法」欄は、標準的手法、基礎的内部格付手法又は先進的内部格付手法のいずれかを記載すること。
- 3 「その他Tier1資本調達手段に係る会員勘定の額」として資本金及び資本剰余金以外の科目に計上される金額がある場合、その内訳を欄外に記載すること。
- 4 「Tier2資本調達手段に係る会員勘定の額」として資本金及び資本剰余金以外の科目に計上される金額がある場合、その内訳を欄外に記載すること。
- 5 単体自己資本比率の算定に関する外部監査を受けている場合には、その旨を欄外に記載すること。
- 6 遡及適用(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第51項に規定する遡及適用をいう。)、財務諸表の組替え(同条第52項に規定する財務諸表の組替えをいう。)又は修正再表示(同条第53項に規定する修正再表示をいう。)により、「前期末」欄の金額又は比率が前事業年度に係る報告時の金額又は比率と異なっているときは、その旨を欄外に記載すること。

[資本バッファ比率のうちカウンター・シクリカル・バッファ比率]

韓国								
ルクセンブルク								
メキシコ								
オランダ								
ロシア								
サウジアラビア								
シンガポール								
南アフリカ								
スペイン								
スウェーデン								
スイス								
トルコ								
英国								
米国								
合計								

(記載上の注意)

- 1 本表は、連結自己資本比率を算出している場合には作成を要しない。
- 2 「各国・地域の信用リスク・アセットの額の合計額(百万円)」は、カウンター・シクリカル・バッファー比率(農林中央金庫法第56条第1号に掲げる基準に従い算出された比率をいう。以下同じ。)の計算に用いるため、債務者の所在地を基礎として、各国・地域別に算出された額をいう。
- 3 「各国・地域の金融当局が定める比率(%)」は、各国・地域の銀行監督当局が設定し、バーゼル銀行監督委員会が公表する各国・地域の比率(Add-on(per cent of RWA))(当該比率が公表されていない場合には0%、2.5%を超える場合には2.5%)を記載すること。
- 4 「適用されるカウンター・シクリカル・バッファー比率(%)」は、カウンター・シクリカル・バッファー比率を記載すること(小数点第3位以下を切り捨て小数点第2位

までを記載)。

- 5 本表に定める各項目につき、該当する額が無い場合は行を削除せず、0と記載すること。

[単体自己資本比率の補完的指標である単体レバレッジ比率]

項目	当期末	前期末
単体レバレッジ比率	%	%
最低単体レバレッジ・バッファ比率	%	%
単体レバレッジ・バッファ比率	%	%

(記載上の注意)

- 1 「単体レバレッジ比率」は、農林中央金庫法第56条第1号に掲げる基準に従い算出された比率をいう。
- 2 単体レバレッジ比率の算定に関する外部監査を受けている場合には、その旨を欄外に記載すること。

第2 貸借対照表

別紙様式第6号と同様とする。ただし、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条の9に規定する持分法損益等に関する事項を付記すること。

第3 損益計算書

別紙様式第7号と同様とする。

第4 キャッシュ・フロー計算書

別紙様式第8号の「第4 キャッシュ・フロー計算書」と同様とする。

第5 剰余金処分計算書

別紙様式第8号の「第5 剰余金処分計算書」と同様とする。

第6 損失金処理計算書

別紙様式第8号の「第6 損失金処理計算書」と同様とする。